

平成 30 年 1 月 22 日
リスク評価検討会

経皮吸収に関する評価方法について（案）

前提

経気道ばく露のリスクは低いものの、ACGIHにより Skin 又は日本産業衛生学会により皮の勧告のある物質を評価対象とする。

定量的な評価方法は確立していないため、原則として、定性的な評価とする。

1 検討材料について

① 有害性評価小検討会で作成する有害性のデータについて、経皮吸収に関するハザードデータ、物理的・化学的データ、生物学的モニタリング等に関する情報を充実させる。

② ばく露実態調査においては、経皮ばく露に関する情報を以下により収集する。なお、液体への接触のほか、蒸気への接触による経皮ばく露にも留意する。

ア 作業観察及びヒアリング（物質ごとに実施者が労働安全衛生総合研究所等の専門家の意見を聞いて調査項目を決める。）

イ 労働者の身体の拭き取り検査及び活性炭シート（パッチ）による検査（拭き取り検査は、顔、首等の露出部、活性炭シート（パッチ）による検査は、左右の保護手袋の内側と外側とする。）

ウ 生物学的モニタリングのための労働者の尿等の検査
以上の結果については、ばく露プロファイルに記載する。

なお、アについては、初期及び詳細評価時に、イについては、初期評価時に、ウについては、原則として詳細評価時に行うこととする。また、ウについては、ACGIH 又は日本産業衛生学会により生物学的許容値が設定されている物質については、必ず行い、その他の物質については、可能な限り行うこととする。

2 評価手順について

<初期評価>

① 有害性評価小検討会において、従来のデータに経皮吸収に関するデータを充実させた有害性評価書、それに基づく評価値等一覧表を作成する。

② ばく露評価小検討会において、

ア ばく露実態調査の結果と評価値から、経気道ばく露のリスクが低いことを判定し、経皮吸収勧告があることを確認する。

イ 1の②のア、イの結果を基に、経皮吸収に関係する物理的・化学的データ（分子量、沸点、オクタノール/水分配係数、水に対する溶解性、ばく露限界値等）を勘案して経皮吸収のおそれがあると判断される場合にはリスクが高いと判定する。経皮吸収のおそれがないと判断される場合には、リスクが低いと判定する。

③ リスク評価検討会（合同会議）において、有害性評価小検討会及びばく露小検討会での検討結果を踏まえた初期リスク評価書案を検討し、リスクの高低を判定する。高い場合には詳細評価へ送られる。低い場合には、リスク評価打ち切りとなる。

<詳細評価>

① 有害性評価小検討会は、経皮吸収等に関する有害性情報について、追加、更新があれば、有害性評価書、それに基づく評価値等一覧表を更新する。

② ばく露評価小検討会は、初期評価時のデータに加え、1の②のア、ウのデータを基に、特定の事業場の問題であるか否か等も検討し、事業場共通で経皮吸収のおそれがあると判断される場合にはリスクが高いと判定する。特定の事業場の問題である場合には、リスクは高いが事業場共通ではないと判定する。

なお、生物学的許容値が設定されている物質で、生物学的モニタリングにより、統計的に有効なデータが得られた場合には、経気道ばく露値と生物学的モニタリング値とを比較・勘案してリスクの高低の判定を行うこととする。

③ リスク評価検討会（合同会議）において、有害性評価小検討会及びばく露小検討会での検討結果を踏まえた詳細リスク評価書案を検討し、リスクを判定する。事業場共通であり、リスクが高いと判断された場合には措置検討会へ送られる。特定の事業場の問題と判定された場合には、特定の事業場への指導を行うとの結論となる。

3 優先順位について

再評価に当たっては、下記の優先要素等を基に順位を決める。

- 発がん性の高いもの
- 最近のデータで生産・輸入量が多い、又は、製造分野の広いもの
- 経気道ばく露が高かったものの、作業共通でないとしたもの
- ばく露限界値の低いもの